

令和８年度滋賀県職員（技術員）採用選考 第１次考査受験案内
（令和９年４月１日採用予定）

令和８年９月２４日
滋 賀 県

- 第１次考査期日および場所
令和８年１１月８日（日） 滋賀県農業技術振興センター
- 受 付 期 間
（インターネットの場合）
令和８年９月２４日（木）～令和８年１０月２３日（金）午後５時
（持参の場合）
令和８年９月２４日（木）～令和８年１０月２３日（金）
※平日の午前９時から午後５時まで
（郵送の場合）
令和８年９月２４日（木）～令和８年１０月２３日（金）午後５時（必着）
- 問 合 せ 先
滋賀県農政水産部みらいの農業振興課管理係
〒520-8577 大津市京町四丁目１－１
電話 ０７７－５２８－３８３０
滋賀県農業技術振興センター管理部
〒521-1301 近江八幡市安土町大中５１６
電話 ０７４８－４６－３０８１

１ 選考区分および採用予定人員

技術員 １人

２ 受 験 資 格

（１）次のいずれにも該当する者が受験できます。

- ア 昭和４７年４月２日以降に生まれた者
- イ 大型特殊自動車免許（農耕車限定を含む。）を有している者（令和９年３月末日までに取得する見込みのある者を含む。）
- ウ 普通自動車免許（平成２９年３月１１日以前に取得）を有している者または準中型自動車免許以上を有している者（令和９年３月末までに取得する見込みのある者を含む。）
- エ 屋外および園芸施設内の労務作業に堪えられる者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 拘禁刑以上の刑または懲役もしくは禁錮に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤 務 の 条 件

(1) 採用の時期

令和9年4月1日

(2) 勤 務 先

滋賀県農業技術振興センター（近江八幡市安土町大中516）

(3) 従事業務

ア 試験ほ場・施設における農作物の栽培管理および資材・収穫物の運搬（農耕用作業機械（トラクタ、薬剤噴霧器、乗用運搬車等）、軽トラックおよび2トントラックを使用）

イ 収穫物の調製・出荷作業

ウ 試験研究の補助作業

エ 農耕用作業機械および関連施設の整備保全業務

オ その他場内管理に係る作業

(4) 給 与 等

ア 給料は、月額213,064円から297,452円（地域手当を含む。）までの間で経歴その他に応じて決定されます。その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。

なお、この額は、令和8年4月1日現在のものです。

イ 昇給は、原則として、毎年1回行われます。

4 現 地 説 明 会

(1) 日 時

令和8年11月8日（日） 午前9時から（集合時間午前8時40分）

(2) 場 所

滋賀県農業技術振興センター（近江八幡市安土町大中516）

※ 集合場所の詳細は、受験番号と併せて通知します。なお、現地説明会は考查に必ずしも必要ではなく、参加されなくても受験資格には影響はありません。

5 第 1 次 考 査

(1) 日 時

令和8年11月8日（日） 午前10時30分から（集合時間午前10時）

(2) 場 所

滋賀県農業技術振興センター（近江八幡市安土町大中 5 1 6）

※ 集合場所の詳細は、受験番号と併せて通知します。

(3) 方 法

筆記試験 (60分)	技術員として必要な一般的知識についての筆記試験（中学校卒業程度）
面接試験	人物についての個別面接による試験
適性検査	公務員として必要な適性について検査 (第一次考查合格者のみ判定を行います。)

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り（携帯電話等の使用はできません。）。

(4) 合格者の発表

令和 8 年 1 月 1 2 日（木）に合格者宛て通知を発送予定です。

6 受験手続

(1) インターネットにより申し込む場合

（可能な方はインターネットからお申し込みください。）

ア 申込手続

申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

『しがネット受付』ホームページアドレス

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure/0064552124979694998>

※ エクセルファイルをダウンロードして出願票を作成する必要があります。

※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。

イ 第 1 次考查受験時に必要な書類等

（ア）履歴書 1 人 1 通（様式は、滋賀県ホームページからダウンロードすること。）

（イ）写 真 1 人 1 枚（最近 6 か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。）

（ウ）受験番号通知 1 人 1 通（受験番号を通知するメールを印刷したもの。スマートフォン等に届いたメールの画面を見せていただいても構いません。）

※ 受験番号を通知するメールは、令和 8 年 1 0 月 2 7 日（火）以降に送信します（申込みの直後に自動送信される申込完了メールとは異なります。）。

※ 令和 8 年 1 1 月 2 日（月）までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県農業技術振興センターに連絡してください。

滋賀県農業技術振興センター管理部 電話 0 7 4 8－4 6－3 0 8 1

（エ）運転免許証（取得見込みの者は除く。）

(2) 出願票を持参し、または郵送する場合

ア 必要書類等



(ア) 出願時に必要な書類等

a 出願票 1人1通 (所定の用紙)

※ 滋賀県のホームページからダウンロードできます。

※ 交付場所

○滋賀県農政水産部みらいの農業振興課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3830

○滋賀県農業技術振興センター

〒521-1301 近江八幡市安土町大中516 電話 0748-46-3081

○滋賀県大津・南部農業農村振興事務所農産普及課

〒525-8525 草津市草津三丁目14番75号 電話 077-567-5412

○滋賀県甲賀農業農村振興事務所農産普及課

〒528-8511 甲賀市水口町水口6200 電話 0748-63-6126

○滋賀県東近江農業農村振興事務所農産普及課

〒527-8511 東近江市八日市緑町7-23 電話 0748-22-7715

○滋賀県湖東農業農村振興事務所農産普及課

〒522-0071 彦根市元町4-1 電話 0749-27-2213

○滋賀県湖北農業農村振興事務所農産普及課

〒526-0033 長浜市平方町1152-2 電話 0749-65-6613

○滋賀県高島農業農村振興事務所農産普及課

〒520-1621 高島市今津町今津1758 電話 0740-22-6025

※ 郵便等でも請求できます。

郵便はがきの裏面に「令和8年度滋賀県職員（技術員）採用選考受験願書請求」と書き、住所および氏名を明記して、滋賀県農業技術振興センター宛て請求してください。また、電話による請求も受け付けます。

b 郵便はがき 1人1枚 (宛先として住所、氏名および郵便番号を記入すること。)

※ 受験番号等の通知に使用します。

(イ) 第1次考査受験時に必要な書類等

a 履歴書 1人1通 (所定の用紙)

※ 用紙は、出願票と同時に交付します。

b 写真 1人1枚 (最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

c 受験番号通知 1人1通

※ 受付期間終了後、出願時に提出された郵便はがきを用いて受験番号を通知します。令和8年11月2日(月)までに到着しない場合は、滋賀県農業技術振興センターに連絡してください。

滋賀県農業技術振興センター管理部 電話 0748-46-3081

d 運転免許証 (取得見込みの者は除く。)

イ 提出先

滋賀県農業技術振興センター管理部

〒521-1301 近江八幡市安土町大中516

※ 持参または郵送により提出するのは、ア（ア）出願時に必要な書類等です。
ア（イ）第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査当日
に会場に持参してください。

ウ 郵送の留意点

必ず簡易書留により送付してください。

7 受付期間

（インターネットの場合）

令和8年9月24日（木）～令和8年10月23日（金）午後5時

（持参の場合）

令和8年9月24日（木）～令和8年10月23日（金）

※持参の場合の受付時間は開庁時間（平日の午前9時から午後5時まで）内です。

（郵送の場合）

令和8年9月24日（木）～令和8年10月23日（金）午後5時（必着）

8 日本国籍を有しない者の任用

- （1）日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。
- （2）日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

9 その他

- （1）第1次考査合格者については、令和8年12月上旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験（主として人物についての面接試験）等ですが、詳しくは、第1次考査合格者に対して文書でお知らせします。
- （2）滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、令和8年12月中旬以降に採用の通知をします。
- （3）採用日において受験資格に掲げる要件を満たさない場合は、最終合格後であっても採用されません。
- （4）試験会場への公共交通機関はありませんので、自家用車、バイクなどの個別交通手段を利用するか、タクシーを利用ください。